

コピーカード廃止のお知らせ

(残度数の返金ご案内)

この度、コピー機の入替え等に伴い、下記のコピーカードの使用ができなくなりました。残度数のあるカードは返金致します。詳細は下記をご覧ください。

(対象カード)



【返金対応】

返金については、慈恵実業営業第2課(高木売店)にて対応いたします。

内線 71-5476 に事前連絡のうえ、売店事務室(高木会館地下1階)へコピーカードをご持参ください。

【返金対象】 残度数のある当該コピーカード

【返金額】 1 度数につき、10 円換算

【返金受付期間】 2026 年 3 月 31 日(火)まで

※上記期間経過後は、返金対応いたしかねますのでご注意ください。

【その他】

返金に伴い、証明が必要な場合は換金明細書(精算書)をお渡しします。事前連絡の際にお申し出ください。

【問い合わせ先】 慈恵実業(高木売店) 市原・三浦・森 (内線 71-5476)